

— 新型コロナウイルス感染症対応事業 —

令和3年
前期
募集

新ビジネスチャレンジ支援

台東区内の中小企業が、
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて取り組む
新たなビジネスへのチャレンジに要した経費の一部を助成します

申請期間

A型・B型 共通

令和3年4月19日(月)～5月31日(月)【郵送：必着】

■ 事業概要

	A型	B型
助成額	20万円 ※助成対象経費が税抜30万円以下の事業が対象です	100万円
助成率	対象経費の3分の2以内	
対象者	下記(1)～(3)を満たす台東区内の中小企業 (1) 区内に本店(法人)、事業所(個人事業主)がある (2) 区内に営業の本拠を有する (3) 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少している ※みなし大企業、農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。	
対象事業	「自社にとって新たな取り組み」かつ、下記の(ア)～(ウ)のいずれかを満たす事業が対象です。 (ア) 新しい生活様式に向けた事業 (例:テイクアウト・デリバリー・キッチンカー事業の展開) (イ) 事業転換及び多角化等による事業 (例:店舗を改装して一部を別事業で利用(雑貨店がカフェを併設)) (ウ) その他新型コロナウイルス感染症に対応する事業 (例:感染リスク軽減の為に社内ICT化(テレワーク環境・WEB会議の整備))	
対象経費	1設備工事費 2広報費 3展示会等出展費 4旅費 5専門家謝金 6委託費・外注費 7サービス利用手数料 8車両費 9備品費 10消耗品費(助成限度額10万円) ※令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)に支払い・事業が完了するものが対象です。	

■ 申請から交付までの流れ



※ **A型・B型ともに採択審査(A型:書類)(B型:書類・面接)を行います。審査の結果、不採択になる場合もあります。**

- 面接審査は、書類審査を通過した事業者のみ実施します(B型のみ)。
- 面接審査は、7月上旬を予定しております。

裏面もご覧ください

■申請時 提出書類

	法人	個人事業主
1	登記簿謄本の写し ・台東区に本店登記がされているもの ・発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・台東区に本拠地があるもの
2	直近2期分の決算報告書の写し (下記①～③の箇所のみ) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③販売費及び一般管理費	下記①および②の写し ①直近2期分の確定申告書 ②直近2期分の青色申告書または白色申告収支書
	※創業1年以上2年未満の企業は直近1期分の写しを提出してください ※創業1年未満の企業は「開業時資金計画書」(所定の様式)を提出してください	
3	直近の法人税(その1)または法人事業税の納税証明書	直近の所得税(その1)または個人事業税の納税証明書
4	所定申請用紙(申請書・事業計画書・事業資金計画書・申請前確認リスト) ※用紙はホームページからダウンロードしてください	
5	事業資金計画書に計上した経費の金額の根拠が分かるもの(見積書・領収書の写しなど)	
6	【店舗の改装を行う場合】 下記①および② ① 改装・改築前後の写真(カラー写真) ② 改装・改築前後の図面など	
7	【補足資料が必要な場合】 申請事業の補足資料(A4サイズ 片面5ページ以内) ※「事業計画書」を補足する資料を添付することができます	
8	【下記の加点項目に該当する場合】 審査の際、下記の項目は加点材料となるため、該当する場合は、証明する書類を上記1～7の提出書類と併せてご提出ください ・町内活動 ・商店街加入 ・エコアクション21等環境経営認証の取得 ・BCP策定 ・同業種組合加入 ・技能者顕彰等受賞 ・区が行うワーク・ライフ・バランス推進認定企業	

■留意点

- ・国・都・事業団等が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。

※本チラシに記載している内容は制度の概要です

詳しくは、ウェブサイト・募集要項をご覧ください

ウェブサイト
はこちら



募集要項
はこちら



台東区産業振興事業団 新ビジネスチャレンジ支援

検索

お問合せ・お申込み先

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL:03-5829-4124 FAX:03-5829-4127 URL:https://www.taito-sangyo.jp/

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時15分